

## 政府税制調査会海外調査報告（イギリス、フランス、ドイツ）

### 1. 日程等

#### (1) 日程

令和元年5月1日（水）～5月11日（土）

#### (2) 出張者

岡村 忠生 委員

赤井 伸郎 特別委員

#### (3) 随行者

石黒 真理 財務省主税局調査課課長補佐

林 良樹 財務省主税局調査課外国調査第一係長

西村 高則 総務省自治税務局企画課課長補佐

※なお、随行者の役職は出張当時のものである。

#### (4) 訪問先

[イギリス] 金融行為規制機構、マネー相談所、年金政策研究所、財務省、歳入関税庁、雇用年金省

[フランス] 経済・財務省、財務管理協会、OECD、連帯・保険省、デロイト、PARIS FP

[ドイツ] 連邦財務省、連邦労働社会省

### 2. 調査概要

今回の政府税制調査会海外調査では、

(1) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制のあり方等の検討を進める観点から、各調査国における私的年金等の制度設計・運用状況等について、

(2) 「老老相続」が一層進んでいる現状を踏まえ、資産移転の時期の選択に、より中立的な制度の構築について検討を進める観点から、フランス・ドイツにおける相続・贈与に関する税制について、

聴取した。本報告書は、その概要をまとめたものである。

## (1) 私的年金税制等について

### 【イギリスの概要】

#### <私的年金制度の概観>

- 私的年金には、従業員が加入する DB 型企業年金及び DC 型企業年金、並びに個人年金が存在。
  - ・ 2012 年から企業年金への自動加入（注 1）を企業に義務付けており加入者数が増加している（事業主・政府のマッチング拠出付）。
  - ・ 働き方に中立な制度に向けた対応策としては、企業年金に導入した自動加入制度の成功をもとに、自営業者からも自動的に拠出金を徴収する制度等の検討を行うほか、自分がどのような年金に加入しているか把握・管理できるプラットフォームを開発中。私的年金等について一元化した相談窓口も存在。
  - ・ このほか、低所得者・若年層向けに引出し制限付きの TEE 型（ライフタイム ISA）の制度あり。
  - ・ 平均勤続年数が短いなどの雇用環境を背景に、高額な退職一時金は存在しない。

注 1：貯蓄が低いイギリス国民のために行動科学的見地等から導入された制度。事業主が提供する企業年金に、被用者（一定の要件あり）が自動的に加入できるよう企業が制度を整える義務がある（但し被用者の加入は任意であり、脱退可）。デフォルト商品の設定やオプト・アウト（任意脱退）など様々な仕組みが織り込まれている。

注 2：E は Exempt（非課税）、T は Taxed（課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。以降同じ。

- 私的年金には大きく分けて従業員が加入する DB 型企業年金及び DC 型企業年金、並びに個人年金が存在。加入に当たり、国民保険（NI：National Insurance）番号の登録が必要となっている（無業者も加入できる）。確定給付（DB）型と確定拠出（DC）型が存在するが、ヒアリングでは、DC 型が中心となっており、DB 型は少ないとの状況であった。私的年金の資産規模は大きく、2017 年時点で 2.9 兆ドル（328 兆円）である（OECD データに基づく）。
- 企業年金については、2012 年から自動加入を企業に義務付ける制度を導入しており、これによって、以前は対象者の 4 割程しか企業年金に加入していない状況であったが、2017 年時点では対象者の約 8 割が加入するようになったとの報告がある（2017 年時点で被用者約 1,600 万人中、1,290 万人の被用者が企業年金に加入）。
  - 自動加入制度は、22 歳以上の被用者について、年間 1 万ポンド（146 万円）以上の給与をもらっている場合、事業主が選んだ年金に自動的に加入となり、拠出金が源泉徴収される制度である。なお、被用者にはオプト・アウト（任意脱退）する権利がある。事業主は対象所得の 3%、被用者は 4%、政府は 1% を少なくとも拠出することとなっている（最低拠出割合）。なお、大企業に限らず、中小企業も対象となる。

- 事業主が独自に企業年金を用意することが難しい場合に備えて、NEST (National Employment Savings Trust) という複数の年金制度や運用機関を一元的に管理・提供するプロバイダ (NESTコーポレーション) が存在し、政府から一定の補助金を交付されている。独自に企業年金を提供できない事業主は、従業員をこのNESTの提供する企業年金に加入させることとなる。
- 自営業者等についてはこのような自動加入制度はないが、企業年金における自動加入制度の成功体験を基に、自営業者へも自動的に拠出金を徴収する制度等の検討を当局は行っている。
- イギリスにおける老後を支える制度としては公的年金、私的年金が主だが、この他、2017年に、老後を支える制度として、低所得者・若年層を念頭においた引出し制限付きのTEE型のライフタイムISA (Individual Savings Account : 個人貯蓄口座) が導入されている。ISAは、1999年に、従来存在したTESSA (Tax Exempt Special Savings Account : 免税特別貯蓄口座) を整理して導入されたもの。1980年代の電力会社等公営企業の民営化に伴って、より多くの人々に株式保有を促すために導入された制度であり、個人の老後を支える制度として導入されたわけではない。一方、ライフタイムISAは、ISAの一つではあるが、加入できるのは勤労世代のみであり、政府のマッチング拠出があるなど、退職後の資産形成を支援する手段として導入されている。
- また、平均勤続年数が短いなどの雇用慣行の違いもあり、イギリスでは日本のような長期雇用を念頭に置いた高額な退職一時金は存在しない。

### <私的年金の拠出の枠組み>

- 働き方にかかわらず等しく適用される非課税拠出限度額があり (「共通型」)、勤務先や所得水準によらず公平な制度となっている。
  - ・ 事業主拠出分含めて年間所得総額又は 40,000 ポンド (584 万円) のいずれか低い額。但し、財政規律にも配慮して、年間所得が一定以上の者は所得に応じて拠出限度額が逡減。未使用枠は3年間繰越可。
  - ・ 生涯累計限度額があり、給付され得る額のうち 1,055,000 ポンド (1億 5,403 万円) までが非課税上限となる。

- イギリスでは、働き方に関わらず等しく適用される非課税拠出枠を2006年に導入した。これは、複雑な年金制度を簡素化の観点から見直し、勤務先や所得水準によらず税制の適用が公平な制度となるように共通枠を設けたもの。
- 非課税になる年間限度額については、以下のいずれかの低い額となっている。
  - 年間所得総額
  - 年40,000ポンド (584万円) (事業主、被用者の拠出額両方を含む)
 また、高所得者 (年間所得150,000ポンド (2,190万円) 以上の者) の年間限度額は、所得150,000ポンドを超えた分について、10,000ポンド (146万円) になるまで、2ポンド所得が増えるごとに1ポンドずつ逡減する。仮に毎年の拠出限度額が使用できなかった場合、その未使用枠は3年間繰越ができることとなっており、これは2011年に拠出限度額を減額した際

に併せて導入されたものである。

- 毎年の拠出上限額のほかに、生涯累計限度額が存在し、給付され得る額の総額に上限が設けられている。具体的には、給付され得る額（拠出・運用してきた年金等）を合算し、給付され得る額のうち1,055,000ポンド（1億5,403万円）までが非課税として認められている。
- 共通の非課税枠への拠出額については、歳入関税庁が管理している。具体的には、拠出限度額超過分について申告義務があるほか、引出し時に生涯累計限度額の超過分について申告義務があり、国民保険番号を通じて各人ごとの管理を行う。また、企業年金については、拠出時において、源泉徴収制度（PAYE：Pay As You Earn）を通じ、事業主からの給与支払い時に毎月自動的に歳入関税庁に申告がなされる（Real Time Information Reporting System）。また、年金プロバイダについても歳入関税庁に対して情報提供義務がある。非課税拠出分を超えて拠出を行うことも可能であるが、拠出分は所得控除の対象とならない。

### <私的年金の給付時の考え方>

- 給付時は原則総合課税。累進課税の緩和のために一定限度まで非課税で一時金として引出しが可能。
  - ・ 病気等でまとまった金額を引き出す必要性を考慮して、年金資産の25%までは非課税で一時金として引出しが可能。中途引出しは原則不可。引き出した場合、引出し額の55%のペナルティ課税あり。

- 給付時は原則課税となっている。引き出した額をそのまま他の課税所得と合算し、基礎控除額を超過する部分について課税される。受給開始年齢は55歳以上75歳未満となっている。
- ただし、病気などの支払いのためにまとまった金額が必要な場合を考慮して、累進課税の緩和を目的に年金資産の25%相当額まで非課税で一時金として引き出すことが可能。
- 原則55歳までは中途引出しができず、55歳未満で引き出した場合には55%のペナルティ課税がある。もっとも、病気で働くことができない場合等は、この限りではない。

### <ISA（TEE型の非課税投資・貯蓄措置）>

- 1999年に創設されたISAは、株式の保有を一般層にも広く促すための制度であり、原則、老後を支える手段としては位置づけられていない。当局のデータによると、低中所得者を含め、口座加入者が幅広く存在し、広く普及していると当局は評価している。また保有者の割合を年齢別に見ると、44歳以下が約3割、高齢者が約3割と幅広い世代に利用されている。
- 預金型口座、株式型口座、イノベーティブ・ファイナンス型口座など複数のISAが存在し、口座開始可能年齢や投資対象は口座の種類によって異なるが、年間投資等限度額については、全体で年間2万ポンド（292万円）となっている。所得制限はなく、中途引出しも可能となっている。
- ISAの中で唯一、老後を支える手段として位置づけられているのが、2017年に導入されたライフタイムISAである。
  - 年間投資等限度額は4,000ポンド（58万円）と少額になっているほか、口座開始可能年齢

は18歳以上40歳未満となっており、中途引出しも原則不可となっている。

- イギリスでは、私的年金の税制上の取扱いについて2015年頃に包括的な議論がなされた。その中で、①課税所得が生じない低所得者層にとっては年金の拠出時点の非課税（所得控除）は実質的な意味がないこと、②仮に課税所得がある場合でも、拠出時に源泉徴収制度において自動的に控除されているため、税制の恩恵を理解しづらいこと、が指摘され、簡素化、透明化の観点から、EET型ではなくTEE型の制度の導入が論じられたが、結局対応は見送られた。他方、TEE型の仕組みである既存のISAは投資促進を目的としており、特に老後を支えることを目的とするものではなく引出し制限等はなかった。こうした中で、老後を支えるための制度として、低所得者・若年層向けに、年間投資等限度額が低く、政府がマッチング拠出を行う引出し制限付きのライフタイムISAが創設された（2017年）。

## <その他>

- 働き方の多様化や雇用の流動性の高さに対応して、非課税拠出限度額の共通化以外にも、以下の施策を実施しているとのことであった。
  - イギリスでは、一人が平均で8種類の年金に加入している状況であることを踏まえ、自分がどのような年金に加入しているか把握・管理することができる年金ダッシュボードというプラットフォームの開発を行っている。あわせて、イギリス雇用年金省の支援を受け、密に連携をとっている非営利団体（マネー相談所）が、個人向けに私的年金等に関する相談窓口を設けている。
  - 低所得者に対しても効果があり、政府からの支援を実感しやすいという観点から、イギリス政府においては、税制優遇に加えマッチング拠出に重点を置いているとの説明があった。

### （参考）イギリスの公的年金について

イギリスにおいて公的年金は老後の基礎レベルの生活を保障するもの、私的年金は公的年金を補い老後の生活を支えるものとして位置付けられている。

公的年金として、報酬比例拠出・定額給付の「新国家年金」が存在。2016年から2階建ての制度から1階建ての定額制度に移行を開始している。被用者と自営業者のうち一定以上の収入がある者が加入（被用者：週118ポンド（2万円）以上、自営業者：年6,365ポンド（93万円）以上）。支給開始年齢は66歳（最低加入期間は10年）。保険料は、被用者の場合は労使共に負担（保険料率は被用者：12%（一定額以上の分については2%）、事業主：13.8%）で、自営業者の場合は全額自己負担（額は所得によって変わる）（イギリスの保険制度はNational Insurance（国民保険）と呼ばれ、保険料については、年金以外に失業給付等他の保険料も兼ねている）。

老後における望ましい所得水準などは存在しないが、公的年金の水準については、①平均給与上昇率、②インフレ上昇率、又は③2.5%の①～③いずれかのうち、最も大きい数字に連動して上昇していく（いわゆるTriple-lock）ことを政権公約としているため、給付額は毎年上昇している。特に平均給与上昇率と連動させることについては、法律上規定されているが、財政制約との関係でこれを継続していけるのかが、当局の課題。

なお、給付は、総合課税の対象となる（年金収入に係る控除なし）。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=146円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成31年(2019年)1月中適用)。

## 【フランスの概要】

### <私的年金制度の概観>

- 私的年金には、従業員が加入できる DC 型企業年金と事業主のマッチング拠出付の集団企業貯蓄制度（PERCO）、自営業者が加入できるマデラン年金、全ての個人が加入できる個人年金貯蓄制度（PERP）が存在。
  - ・ 複雑な年金制度の改正や、私的年金加入をさらに促すために、改革が進行中。
    - ✓ 企業年金と個人年金のポータビリティを整備する法改正、
    - ✓ 一時金引出しが許容されており、引き出す時に一定の税制優遇措置がある貯蓄商品（Assurance Vie）が人気のため、これに比して利用の少ない私的年金の役割を拡大するための改革等を実施。
  - ・ 雇用環境の違いを背景に、高額な退職一時金は（一部の役員等を除き）ほとんど存在しない。

- フランスの年金制度は、例えば公的年金だけでも職種に応じて 42 種類存在するなど、非常に複雑な仕組みとなっており、私的年金も職種に応じて分かれている。企業の従業員については、租税一般法に規定される確定拠出（DC）型企業年金や企業のマッチング拠出付きの集団企業貯蓄制度（PERCO : Plan d'épargne pour la retraite collectif）が存在。自営業者についてはマデラン年金という自営業者向け年金が存在。これに加えて、全ての個人が加入できる個人年金貯蓄制度（PERP : Plan d'épargne retraite populaire）などが存在する。
- 企業年金については DC 型が主流となっている。確定給付（DB）型の企業年金もあるが、これは一部の経営者を対象とした特殊なものであり、通常の被用者や管理職等は開設しておらず、日本の DB 型企業年金とは性格を異にするものとの説明が当局からあった。
- フランスでは私的年金の加入者数が少ないが、複雑な制度の改正や加入の促進のため、現在年金制度の改革が進行中である。具体的には、2019 年 4 月に可決した「企業の成長・変革のための行動計画に関する法案」（PACTE 法案）の中で以下を実施。
  - ・ 制度の簡素化：私的年金の簡素化を目指し、企業年金と個人年金の間でのポータビリティを可能とする等の個人年金改革が盛り込まれている。今後政省令等で詳細に中身を制定する予定。
  - ・ 加入促進：私的年金の規模が小さい要因として、一時金として引き出すことができ、引き出す際に一定の税制優遇措置がある中期保有の貯蓄商品「Assurance Vie（アシュアランス・ヴィ）」が挙げられる。フランス人は引退後まだ元気なうちに海外旅行などのバカンスに行きたいという者が多く、このためまとまった金額を一時金として引き出せる Assurance Vie を私的年金よりも好むとの説明が当局からあった。現在、制度の簡素化や私的年金に入る場合の一定の優遇措置など、私的年金への加入を促す施策を検討中。
- 年金制度とは別に役員等への退職金制度があるが、特別な控除等はなく、給付時は通常の給与と同様に課税される。

## <私的年金の拠出の枠組み>

- 働き方によって非課税拠出の上限に大きな差が生じないように、個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠から各年金等の拠出分を控除するなどの調整が行われる（「調整型」）。
  - ・ DB型企業年金は一部の経営者が対象であり通常の被用者は開設していない。事業主拠出は、拠出時点で全額損金算入可能であり、限度額はない。
  - ・ 集団企業貯蓄制度（PERCO）の事業主拠出分、DC型企業年金の事業主・被用者拠出分、マデラン年金への拠出分は個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠を通じた調整対象となる。
  - ・ 個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠の未使用枠は、3年間繰越可。

- フランスでは、被用者については、DC型企業年金や事業主が被用者の拠出に応じて拠出する集団企業貯蓄制度（PERCO）などに加入することが可能となっている。一方、自営業者には自営業者用の年金（マデラン年金）がある。それぞれの年金には拠出時に所得控除できる上限額が各々定まっているが、働き方によらず誰もが加入できる個人年金貯蓄制度（PERP）においては、その個人年金の所得控除可能上限額から実際に拠出した企業年金等、他の年金拠出分を控除することとなっており、この調整を通じて、働き方によって非課税拠出の上限に大きな差が生じないような仕組みとなっている。
- フランスには前述のとおり、一部の経営者のみを対象とした特殊な制度としてDB型企業年金が存在。これは事業主が拠出するものであり、被用者は拠出を予定しておらず、拠出時点では事業主の損金算入できる額に上限額がない。これに対して例えば集団企業貯蓄制度（PERCO）の事業主拠出分は拠出時に損金算入できる額に上限が存在しており、個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠の調整対象となる。
- 個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠の未使用枠は3年間繰越しが可能。

## <私的年金の給付時の考え方>

- 給付時は原則課税だが、事務的経費の存在を考慮する趣旨で、概算控除あり。
  - ・ 公的年金給付額と私的年金給付額を合算し、合計給付額の10%の概算控除後、総合課税（世帯当たり控除限度額は3,812ユーロ（49万円））。
  - ・ 一時金としての引出しについては、集団企業貯蓄年金（PERCO）と個人年金貯蓄制度（PERP）においては認められているが、DC型企業年金とマデラン年金においては認められていない。

- 給付時には原則課税（※）となっているが、フランスでは様々な概算控除が認められている例が多く、年金に関しても事務的な経費の存在を考慮するという趣旨で、給付額の10%の控除が認められている。

※ただし、集団企業貯蓄年金（PERCO）については、終身年金で引き出す場合に限り、受給開始年齢に



よって課税対象額を減額

- 集団企業貯蓄年金（PERCO）、DC型企業年金、個人年金貯蓄制度（PERP）、マデラン年金については、受給開始年齢は62歳である。
- 一時金としての引出しについては、集団企業貯蓄年金（PERCO）と個人年金貯蓄制度（PERP）においては認められているが、DC型企業年金とマデラン年金においては認められていない。また、中途引出しは、全ての年金について原則として認められていないが、本人が障害者になる又は配偶者を失う等の場合は、中途引出しが認められる。

### <Assurance Vie（アシュアランス・ヴィ）>

- Assurance Vieは、直訳すると生命保険となるが、貯蓄商品の一種である。4年以上貯蓄していれば、引出し時に税制面の優遇があるほか、元本保証のユーロ・ファンドに投資することなどで通常の預貯金よりも高い利率で安定した収益を得られるため、フランス人の中では人気の商品となっている。また、一時金として引き出すことが可能で、引き出し時期も自由であるため、引退後にまとまった金額を引き出して海外旅行等に行くことを好むフランス人には、私的年金よりも好まれてきた。
- 他方で、長期的な資産の保有による経済活性化効果を期待して、Assurance Vieから私的年金へ資産を移行させることを政府は目指しており、「企業の成長・変革のための行動計画に関する法」（PACTE法）において、私的年金加入を加速させる改正を行っている。
- Assurance Vieの口座開設者はフランス国内居住者に限定される。投資対象は自由に組み替えることが可能であり、商品は年金商品よりも種類が多い。しかしながら、元本保証のユーロ・ファンドに100%投資する人が約8割を占める。
- 税引き後所得から投資し、引出し時には、運用利益のみに税金が課せられる。課税分は総合課税か分離課税かで選択可能であり、分離課税の場合は、以下のように規定されたAssurance Vieの税率を使用する。
  - 4年以上8年未満保有の場合、本来の分離課税率30%ではなく、15%
  - 8年以上保有の場合、7.5%さらに、開設してから8年以上経過して引き出す場合、課税対象額から毎年、独身は4,600ユーロ（59万円）、夫婦又は民事連帯契約におけるパートナーシップは9,200ユーロ（119万円）の特別控除がある。  
(運用利益には所得税のみが課されるが、元本保証のユーロ・ファンドに対しては、その利息から所得税に加えて、一般社会税が毎年源泉徴収される。)
- 終身年金に転換した場合、受け取る年金に所得税が課せられるが、受け取った年金額全てが課税対象になるのではなく、終身年金に転換した時点での年金受取人の年齢により課税対象額が異なる。

### (参考) フランスの公的年金について

フランスでは、社会保険料以外にも一般社会税（CSG）（※）が存在しており、そのため公的年金が手厚い。年金制度は3階建てで、1、2階部分を構成する公的年金である基礎年金・補足年金については強制加入、3階部分を構成する私的年金は任意加入となっている。1、2階部分は（収入の多寡にかかわらず）被用者及び自営業者が対象となる報酬比例年金

であり、基礎制度のうち、商工業被用者を対象とするいわゆる一般制度の保険料率は、被用者が7.30%、事業主が10.45%となっている。支給開始年齢は、原則として62歳である（最低加入期間はない）。補足制度の保険料率は、職種や給与総額に応じて異なる。私的年金給付額と合算し、合計給付額の10%の概算控除後、総合課税。

※一般社会税は、1991年に社会保障財源の多様化を目的として導入された税。所得区分に応じて異なる税率がかかり、給与所得に対する税率は9.2%（2019年1月時点）となっている。

（備考）邦貨換算レートは、1ユーロ＝129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。

## 【ドイツの概要】

### <私的年金制度の概観>

- 企業年金は5種類あり、企業内部で管理する内部積立型（引当金・共済基金）と外部積立型（直接保険・年金基金・年金金庫）に分かれる。個人年金は2種類あり、リースター年金とリュールリップ年金に分かれる。
  - ・ マイスター制度（職業能力認定制度）などがあり、以前は職業を変更するということがあまり見られなかったが、働き方が多様化する中で、私的年金のあり方について検討している。
  - ・ 被用者と自営業者との間で、年金制度について公平な税制の適用を受けられるよう、公的年金の強制加入対象となっていない自営業者等を対象に個人年金（リュールリップ年金）を設けている。
  - ・ 年金とは別に解雇金を受け取った場合、低中所得者を念頭に課税の累進性を緩める特別措置がある。

- ドイツではマイスター制度（職業能力認定制度）があるため転職等が以前は一般的ではなく、私的年金についても職域ごとに存在している状況であった。しかし、働き方が多様化する中で、私的年金のあり方についても議論がなされてきている状況。例えば、企業年金は、以前は企業の人事管理のための制度であり、個々人が老後に備えるための手段とは考えられていなかった。しかし、最近では、企業年金は労使で能動的に老後を支えていくためのものという考え方に変化し、働き方の違いに影響されないような仕組みにするべきと、人々の意識も変わってきているということであった。具体的には、各企業だけで決めていた企業年金の内容について、産業全体に拘束力を持たせる労使協約において、取り決めていくことを可能としている。労働協約法第5条において、一定の条件を満たし、連邦労働大臣による一般的拘束力宣言を行うことで、当該協約は、特定の企業や、特定の組合に入っているものだけでなく、その適用範囲外にある非組合の企業等に対しても適用され得ることとなり、組合の外にいる従業員も企業年金の恩恵を受けることとなる。
- ドイツの企業年金は以下の5種類に分類される。①直接約定方式（引当金）（Direktzusage）、②共済金庫方式（Unterstützungskasse）、③直接保険方式（Direktversicherung）、④年金金庫方式（Pensionsfonds）、⑤年金基金方式（Pensionskasse）。これらは企業がどのようなリスクを抱えるかという観点から内部積立型（①及び②）と外部積立型（③～⑤）に分類できる。内部積立型については、事業主が原則拠出し、被用者に対して、ある年齢になった時や病気になった時などに一定額の支払いを約束するものである。外部積立型については、事業主及び被用者、双方から拠出が可能である。また従来、元本付確定拠出（DC）型企業年金が主流であったが、労使協約の中で新たな労使のリスク分担のあり方を規定することも議論されている。
- 個人年金は2種類あり、企業の従業員等が主に加入するリースター年金（Riester-Rente）と、自営業者等が加入するリュールリップ年金（Rürup-Rente）とがある。ドイツでは自営業者が公的年金の強制加入対象となっていないため、リュールリップ年金は公的年金と同様の非課税拠出限度額となっている。これによって被用者に比べて自営業者の税制上の扱いが不利にならないよ

うに工夫している。

- なお、退職一時金については、ドイツでは解雇金として一度にまとまった額を給付されることがあり、低所得者を念頭に、一時的な所得の増加に対して、累進課税を緩める特別措置があるとのことであった。
- ヒアリングによれば、ドイツにおいては、TEE 型の制度は存在しない。

### <私的年金の拠出の枠組み>

- 各年金にはそれぞれ拠出時の非課税限度額があるが、私的年金同士の間で拠出額の調整は行われない。
  - ・ リースター年金は少額の所得控除もしくは補助金の有利な方が認められている。ただし、拠出時の所得控除もしくは補助金が適用されるのは被用者等、公的年金対象者のみ。
  - ・ 自営業者向けのリュールリップ年金は、拠出額の 88% が非課税。毎年非課税枠を 2% ずつ引き上げており、2025 年には 100% が非課税対象となる。リュールリップ年金は公的年金と同様の非課税拠出限度額となっている。

- 各年金それぞれに拠出時に非課税の限度額があるが、私的年金間で非課税拠出に係る調整が行われることはない。
- 内部積立型企业年金については、事業者が損金算入することが可能であり、拠出上限がない。また、外部積立型企业年金については、拠出対象額の 8% を上限として（2019 年は 6,432 ユーロ（83 万円）が上限）、所得控除が可能である。
- リースター年金は少額（2,100 ユーロ（27 万円））の所得控除もしくは補助金の有利な方が適用されることとなっている。なお、リースター年金は、（公的年金に強制加入となっている）被用者向けの個人年金であり、所得控除等はそれらの者に限られる。
- リュールリップ年金の拠出時における所得控除の上限額については、公的年金の拠出時の所得控除に係る上限額を使用することとなっており、同じ税法上の規定を適用することとなっている。具体的には、拠出額の 88% が非課税となっており、この額は毎年 2% ずつ引き上げられており、2025 年には 100% が非課税対象となる予定である。これは、前述のとおり、ドイツでは公的年金の強制加入対象者に自営業者等までは含めないため、自営業者等にも等しい税制上の恩恵がいくよう、リュールリップ年金を導入し、公的年金と同じ非課税拠出限度額を使用することとしたことによる。
- リュールリップ年金も個人年金であるため、例えば被用者（公的年金の強制加入対象者）がリュールリップ年金に加入することを妨げるものではないが、税制上の恩恵に関しては、リュールリップ年金の拠出時に受けられる所得控除は、公的年金への拠出分が減額される。

## <私的年金の給付時の考え方>

- 給付時は原則課税だが、少額の控除あり。
  - ・ 企業年金とリースター年金は原則課税（102 ユーロ（1万円）の控除あり）。  
リユーリップ年金は給付の78%が課税。2040年までに100%課税。
  - ・ 企業年金及びリースター年金は、一時金としての引出しも可能だが、原則通常の課税。リユーリップ年金は一時金引出し不可。

- 給付時には、原則給付額全体がその他の所得と合算され、課税される。ただし、リユーリップ年金については、現在は給付の78%が課税となっており、2040年に100%の課税となるように段階的に引き上げている状況（なお、二重課税を防ぐために、リユーリップ年金における拠出時の所得控除を2025年までに段階的に拠出額の100%分認めることとしている）。
- 企業年金においては一時金引出しが可能である。また、リースター年金においては給付額の30%までの一時金引出しが可能であるが、自宅修繕等用途が限定されている。一時金引出しについて、企業年金及びリースター年金のいずれにおいても原則通常の課税となっている。また、リユーリップ年金については一時金として引き出すことは認められていない。
- なお、退職一時金については、ドイツでは解雇金として一度にまとまった額を給付されることがあり、低所得者を念頭に、一時的な所得の増加に対して、累進課税を緩める特別措置があるとのことであった。

### (参考) ドイツの公的年金制度について

ドイツの年金は3つの柱からなっている。第1の柱が公的年金、第2の柱が企業年金、第3の柱が個人年金となっている。公的年金は賦課方式であり、(収入の多寡にかかわらず)被用者と一部の自営業者が対象の報酬比例年金。

保険料率は、労使折半(ただし被用者の収入が一定額以下の場合は事業主負担が半分より増える)。で、合計18.6%となる。支給開始年齢は、65歳7ヶ月である(最低加入期間は5年)。給付額は、2019年現在78%が課税されており、2040年までに段階的に100%課税される。全ての課税対象給付額を合算したのちに、102ユーロ(1万円)の控除あり。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=129円(裁定外国為替相場:平成31年(2019年)1月中旬適用)。

## (2) 資産課税について（仏・独）

- フランス、ドイツともに、遺産取得課税方式を採用。
- 一定の累積期間内の贈与額と相続財産の額に対して、同一の税率表に基づき、相続税・贈与税を一体的に課税（贈与と相続は累積期間内で一体化）。
- 一定の累積期間内では原則的に税負担は資産移転の時期によらず、中立的。

- ドイツ、フランスともに、遺産取得課税方式を採用し、一定の累積期間内の贈与額と相続財産の額に対して同一の税率表に基づき、相続税・贈与税を一体的に課税している。そのため、一定の累積期間内では、原則的に税負担は資産移転の時期によらず中立的となる。
- 累積期間は、フランスについては15年であるが、1992年、2006年、2011年、2012年に、加算期間がそれぞれ、生涯から10年、10年から6年、6年から10年、10年から15年に変更されている。
- 累積期間は、ドイツについては10年である。相続税がドイツ全体で統一された1906年から、累積期間に変更はなく、累積期間の制度変更についてこれまで目立った議論がされたことはない。

	フランス (2017)		ドイツ (2017)	
	税額 (実額)	税収に占める割合	税額 (実額)	税収に占める割合
相続税	105.6 億ユーロ (1兆3,619 億円)	(2.6%)	50.2 億ユーロ (6,481 億円)	(0.8%)
贈与税	22.7 億ユーロ (2,932 億円)	(0.6%)	12.8 億ユーロ (1,647 億円)	(0.2%)

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。

## 聴取内容（イギリス）

以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容を出張者の責任において取りまとめたものである。

### 【私的年金制度等の概観】

- 英国には、公的年金以外に私的年金として、企業年金、個人年金がある。その形態は、事業主・被用者の間の契約に基づくもの、従業員あるいは事業主と年金プロバイダとの契約に基づくものなど様々である。事業主が従業員のために個人年金への加入を促すということもある。その場合、事業主が内容を決定し、従業員が加入することになる。（年金政策研究所）
- 加入に当たり、国民保険番号の登録が必要となっている（無業者も加入ができる）。確定給付（DB）型と確定拠出（DC）型が存在するが、DC型が中心となっており、DB型は少ないとの状況であった。私的年金の資産規模は大きく、2.9兆ドル（328兆円）である（2017年）。（マネー相談所）
- イギリスでは法律上の義務として企業年金において2012年から自動加入制度を設けている。被用者が、公的年金加入対象年齢である22歳以上であり、年間10,000ポンド（146万円）以上の給与がある場合、事業主は被用者が自動的に企業年金に加入できるような制度を整える義務を負う。それ以外に被用者は個人年金を持つことが可能だが、通常は公的年金と企業年金の加入が一般的。（雇用年金省、マネー相談所、年金政策研究所）
- 自動加入の場合、事業主は最低3%を拠出し、政府が1%拠出する。デフォルトとして低リスク運用の年金プランも存在するが、より高い利回りの年金プランを事業主が提供することも可能。自動加入の対象となっている年金プランのうち約96%はデフォルトの年金プランで運用されている。（雇用年金省、マネー相談所、年金政策研究所）
- 自動加入制度は2012年から導入され、対象者の4割程しか企業年金に加入していない状態から、現在は約8割が加入しており、この制度は成功と評価され、政党や財界等からも幅広く支持されている。（雇用年金省）
- 自動加入した後、被用者が任意で脱退することも可能であるが、現在は加入対象者の9%しか脱退していない。（歳入関税庁、財務省）
- 自動加入制度について、事業主が独自に企業年金を用意することが難しい場合があり、そのような事業主が自動加入制度に対応できるようにするためにNEST（National Employment Savings Trust）というDC型企業年金を提供する制度が存在。事業主が加入を求めた場合、NESTは拒否することはできない。他方で、他の年金プロバイダの場合は事業主からの申し出に対して拒否できる（当該年金プロバイダにとって事業主の申し出に利益がないといった場合があり得る）。（年金政策研究所）
- 自営業者について見てみると、年金資産も減少しており、さらに私的年金加入率が下がっている。自営業者の個人年金の加入率は2009年に加入対象者のうちの23%であったが、2016年に

は15%まで下落した。現在その原因や対応について分析している。(雇用年金省)

- 自営業者については、企業に雇用されていないので、自動加入を適用することができない。しかしながら、例えば自営業者は給料の支払いの際に、請求書(インボイス)を送付するソフトを利用しており、それらのシステムの中で、源泉徴収と似たような方法で自動的に拠出額を控除することなども一案として検討している。(雇用年金省)
- 英国の年金形態はDB型又はDC型に属するものであり、目標建て年金(DA: Defined Ambition)や集団的DC(CDC: Collective Defined Contribution Pensions)はない。DAについては、加入者(従業員)が拠出し、拠出額が一定額を下回っていれば給付が減り、上回っていれば給付が増えるというもので、事業主は拠出額が一定額を下回ったとしても、その分を補てんする必要はない(事業主リスクはない)。また、CDCは、複数の加入者が同じスキームに対して拠出し、リスクを分散する一方で、給付も分散される仕組みで、事業主は補てんをする必要がないという意味でDAの一種といえる。英国には、DAあるいはCDCは今のところないが、今後CDCを認める法案の提出が検討されている。(雇用年金省、年金政策研究所)
- ISAは、従来のTESSA(Tax Exempt Special Savings Account: 免税特別貯蓄口座)を整理して導入されたもの。これは、1980年代に電力会社等公営企業の民営化に伴って、個人の投資を促すことが必要という問題意識があり導入されたものであり、老後を支える制度として導入されたものではない。(金融行為規制機構)
- ライフタイムISAは、低所得者向けに退職後の資産形成を促す目的を有している。ライフタイムISAの導入は、オズボーン財務大臣(当時)が主導したEET型の私的年金制度をTEE型へ変更していく議論を契機としていた。この議論の背景には、①課税所得が生じない低所得者層にとっては年金の拠出時点のEに実質的な意味がないこと、②拠出時に源泉徴収制度において自動的に控除されるため税制の恩恵を理解しづらいことがある。なお、私的年金制度全般における、EET型からTEE型への変更は見送られている。(金融行為規制機構)

### 【拠出の枠組み】

- 働き方に関わらず等しく適用される非課税拠出枠があり(「共通型」)、勤務先や所得水準によらず公平な制度となっている。(歳入関税庁、財務省、マネー相談所、年金政策研究所)
- 非課税拠出枠は、事業主拠出分含めて年間所得総額又は40,000ポンド(584万円)のいずれか低い額となる。ただし、高所得者(年間所得150,000ポンド(2,190万円)以上の者)については年間限度額が、150,000ポンド(2,190万円)を超える分について2ポンド拠出毎に1ポンドずつ逓減していき、最終的には、10,000ポンド(146万円)まで逓減される。また、生涯累計所得控除限度額(給付されうる額のうち1,055,000ポンド(1億5,403万円))がある。(歳入関税庁、財務省、マネー相談所、年金政策研究所)
- 未使用拠出額は3年間繰り越すことができる。この未使用枠の繰り越しは年間拠出限度額を255,000ポンド(3,723万円)から50,000ポンド(730万円)まで引き下げた際に導入された。50,000ポンド(730万円)まで引き下げた理由は、所得控除の恩恵が高所得者に偏っていると



いう批判があったからである。(歳入関税庁、財務省)

- 拠出上限額を超える人も存在。2016-2017 年で拠出上限額を超えた人は 16,590 人。平均拠出額は 3,200 ポンド (47 万円)。(歳入関税庁、財務省)
- 私的年金について、税制上の拠出の非課税限度額はあるが、年金制度そのものに関する拠出の限度額はない。そのため、現在税制上の拠出の限度額を超えて大幅に拠出する人(NHS(National Health Service : 国民医療制度)に勤めている医師など)について、早期に退職するなど働き方に影響を与えてしまうという問題があり、年金制度自体の拠出額の見直しについて議論がなされている。(雇用年金省)
- 2011 年までは年間の非課税拠出限度額が現在より大きかったが、年金運営上のコストが大きく持続性の観点から見直しがなされた。平均的な拠出額は限度額に比べてまだ少ない。(歳入関税庁、財務省)
- 非課税拠出限度額を超えた場合は、超えたことを申告する必要がある。申告する際には年金プロバイダからの証明書が必要となる。歳入関税庁が限度額を超えていることを捕捉する手段としては、①源泉徴収納税制度(PAYE)を通じた事業主からの申告及び②年金プロバイダからの情報提供がある。また、個人が年金に加入する場合は国民保険番号が必要となるので、これを活用する方法がある。(歳入関税庁、財務省)
- 個人が年金に加入する場合は国民保険番号が必要となるが、歳入関税庁が国民保険番号に紐づけて把握できるのは年間の拠出額のみであり、資産等は把握されないため、プライバシーの観点から反対があるといった声はない。(歳入関税庁、財務省)
- 共通の非課税枠において、DB 型と DC 型で同じ枠を設定することに反対はない。あくまで毎年の各年金の拠出額について、共通の非課税枠を共有するというに過ぎないからである。(雇用年金省)

#### 【運用の枠組み】

- 運用時は原則非課税。これは、資産形成へのインセンティブを与えるためである。(歳入関税庁、財務省)

#### 【給付時の考え方】

- 給付時は原則課税であり、受給額がそのまま他の所得と合算されて総合課税となる。(歳入関税庁、財務省)
- 年払いで給付を受けることも一時金として給付を受けることも可能。年金資産の 25%までは非課税で一時金として引出しが可能となっているが、これは病気等でまとまった金額を引き出す必要性を考慮して、導入されたもの。(歳入関税庁、財務省)

- 平均勤続年数が短いなどの雇用環境を背景に、高額な退職一時金は存在しない。(歳入関税庁、財務省、マネー相談所)
- 中途引出しは原則不可。引き出した場合、引出し額の 55%がペナルティ課税となる。もっとも病気で働けない場合等はこの限りではない。(歳入関税庁、財務省)

### 【非課税貯蓄口座】

- ISA には多様な商品が提供されており、税年度ごとに 1 つの ISA に加入できる。非課税拠出枠は年間 2 万ポンド (292 万円) までであり、それを超過した場合には販売元の証券会社や銀行は歳入関税庁に情報を提供する義務がある。(歳入関税庁、財務省)
- ISA は拠出時に所得控除はないが、運用時と引出し時は非課税となっている。もっとも配当等運用中の利益について ISA でも投資商品によって課税されるか否かは異なる (例えば投資先の国が、配当に課税しないという取決めを英国政府と行っていれば課税されない)。(金融行為規制機構)
- ライフタイム ISA については、投資等限度額は年間 4,000 ポンド (58 万円) であり、政府から拠出額の 25%のマッチング給付がある。早期に引き出した場合は政府給付額を含めた引出し額の 25%がペナルティの対象となる。(歳入関税庁、財務省)

### 【その他】

#### <現在のイギリスの年金制度の問題点>

- 2015 年頃の年金制度改革により、私的年金制度は自由化され、その結果今まで受動的に年金制度に加入してきた人々が自分たちで年金を理解し、選択していく時代となった。しかしながら年金制度は複雑であり、一般の人には理解されにくい。また若年層からはなぜ将来のことを心配しないといけないのか理解を得られていない状況である。(マネー相談所)
- 働き方の多様化に伴い、イギリス人は平均して 8 種類の年金に加入している。しかしながらそれぞれの年金の性質を十分に理解できておらず、また現在は別々に加入していた年金を統合することも可能となっており、それぞれの年金の性質を理解しないまま金融機関の勧めで統合してしまい、個々の年金の給付条件を失っているケースもある。特に DB 型年金によっては、給付条件が良いものがあるが、それを理解できず条件の悪いものと統合してしまうケースもある。また、アルバイトに近い雇用状態で複数の職業に就いている場合、NEST でそれぞれの職業に関して拠出している額を合計すれば、企業側のマッチング拠出を得られるようなケースがあるが、別々の職業の年金に別々に拠出しているので、企業側のマッチング拠出が得られていないという課題もある。そこで、現在は、個人がどのような種類の年金に加入しているのか管理できるようなプラットフォーム (通称 : Pension Dashboard) を立ち上げようという動きがある。(マネー相談所)

- 人々が、自分がどのような種類の年金に入っているのか管理できるようなプラットフォーム（通称：Pension Dashboard）を立ち上げようという動きがあり、非営利団体であるマネー相談所はその標準モデルを作ることを政府から要請されている。10年前からそのようなプラットフォームを作ろうという動きがあったが、金融機関同士で情報を共有するのを嫌うことが多く、特に、小さい金融機関は大きい金融機関に顧客を奪われかねないという懸念もあり、今まで実現していなかった。（マネー相談所）

### <参考：公的年金>

- 公的年金は基礎レベルの生活を保障するもの、私的年金は老後の生活を支える公的年金の補足的なものとして位置付けられている。（歳入関税庁、財務省）
- 公的年金として、定額の「国家年金」が存在。2016年から2階建ての制度から1階建ての定額制度に移行を開始している。被用者と自営業者のうち一定以上の収入がある者が加入（被用者：週118ポンド（2万円）以上、自営業者：年6,365ポンド（93万円）以上）。老後における望ましい所得水準などは存在しないが、公的年金額の水準については、①平均給与上昇率、②インフレ上昇率、又は③2.5%の①～③いずれかのうち、最も大きい数字に連動して上昇していく（いわゆる Triple-lock）ことを政権公約としているため、公的年金の給付額は毎年上昇している。特に平均給与上昇率と連動させることについては、法律上規定されているが、財政制約との関係でこれを継続していけるのかが、当局の課題。（年金政策研究所）
- 公的年金の持続可能性を維持するために、2019年から、受給開始年齢を65歳から66歳に変更。また、かつて女性は受給開始が60歳と男性より早期であったが、現在は性別で開始年齢に差を設けていない。勤続年数や受給期間、寿命を考慮し、年金受給開始年齢は、定期的に見直すことが法定されている（前回2016年に見直しを実施）。（歳入関税庁、財務省）

（備考）邦貨換算レートは、1ポンド＝146円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。

## 聴取内容（フランス）

以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容を出張者の責任において取りまとめたものである。

### （１）私的年金税制等について

#### 【私的年金制度等の概観】

- 就業人口の年齢別分布と私的年金の加入者割合を比べると、年齢が高い人の加入割合が多いことがわかる。つまり年齢が高くなってから私的年金に加入する人が多い。その理由としては、若いうちは金銭的な余裕がないことや、年金受給が近づくにつれて貯蓄することを考えるからである。手数料は特段関係ないと考えている。（連帯・保険省）
- 私的年金については、大きく４つの種類がある、具体的には、企業が拠出又は管理するものとして３種類（下記①②③）、個人が選択できる個人ベースのものとして１種類（下記④）がある。（経済・財務省）

#### [企業が拠出を伴うもの又は企業が管理する形態の年金]

- ① 集団企業貯蓄制度（PERCO : Plan d'épargne pour la retraite collectif）：企業・個人が拠出し、その拠出額が決まっているもの。
- ② DC型企業年金（83条型）：最初に企業・個人の間で定めた貯蓄プランによる確定拠出。
- ③ DB型企業年金（39条型）：退職金のように、給付額があらかじめ定まっているもの。確定給付。

#### [個人が選択する形（任意加入）の年金]

- ④ 個人年金貯蓄制度（PERP : Plan d'épargne retraite populaire）：企業の拠出がなく、個人が加入する年金。

この他、マデラン年金（自営業者向け）や、公務員向けの PREFON（La retraite et la prévoyance de la fonction publique）などの特別スキームが該当。

- また、定年まで引き出せない形で老後に向けた資産の形成を促す私的年金に対し、８年という中期保有によりいつでも自由に引き出すことができ税制優遇もされる貯蓄商品（Assurance Vie）があり、フランス人は私的年金よりもこれらの商品を利用している。３階部分の私的年金の残高よりも、生命保険や住宅貯蓄口座等の金融商品の残高の方が相当大きく、そのうちの約半分が Assurance Vie となっている。（財務管理協会、PARIS FP）
- フランス人は老後すぐに多くのお金を使いたいという欲求が強く、引退後一時金として引き出せない私的年金に比べ、一時金として引き出せる「財テク商品」を活用して資産形成をしてきたことが、私的年金よりも金融商品が利用されている理由の一つ（集団企業貯蓄制度（PERCO）



## 【給付時の考え方】

- 給付時は、公的年金と同様に、受給金額の 10%を概算控除し、所得税が課税される。ただし、上限額があり、毎年度上限額が更新される。また、集団企業貯蓄制度（PERCO）は、以下のとおり、初めて年金を受け取る時の年齢により課税の対象となる年金額の範囲が異なる。（経済・財務省、デロイト）
  - a. 50 歳未満で給付された場合                      給付額の 70%が課税対象
  - b. 50 歳から 59 歳までで給付された場合        給付額の 50%が課税対象
  - c. 60 歳から 69 歳までで給付された場合        給付額の 40%が課税対象
  - d. 70 歳以上で給付された場合                    給付額の 30%が課税対象
- 原則は受給額に課税されるが、給付時に 10%の控除がある。公的年金にも適用されており、事務的な経費の存在を考慮するという趣旨で認められているものである。ただし、被用者は、領収書で証明しているわけではなく、あくまで経費に相当する金額として設定。論理的にはなくすべきかもしれないが、年金額は、給与額よりも少ないので、退職前からの控除を続けるという意味もある。給与の（退職後の）後払いという解釈もできる。（経済・財務省）
- 年金払いでの受給が基本である。退職前に一時金払いの形で受給することはできず、退職の時期を待たなければならない。例外的に、不測の事態（事故による障害の発生、配偶者の死別、多重債務の発生等）が生じる場合においては、一時金での受給かつ税控除（所得控除）が認められている。（経済・財務省）

## 【非課税貯蓄・投資等】

### <Assurance Vie（アシュアランス・ヴィ）>

- フランスにおける私的年金とは別の金融商品としては、Assurance Vie がある。Assurance Vie は生命保険と訳されるが、実態は貯蓄商品である。投資先（国内株、国内債券、海外株、海外債券等）を自由に決められるが、元本保証のあるユーロ・ファンドに入れて、通常の預貯金よりも高い利率で安定した収益を得ることが可能である。（PARIS FP）
- Assurance Vie から引き出された額のうち、元本部分ではなく利益に当たる部分に税金が課せられる。この額は契約開始年数等に応じて税率が異なる。ただし、元本保証のあるユーロ・ファンドに対しては、その利息から所得税に加えて、一般社会税が毎年源泉徴収される。総合課税にしてその人の所得税の適用税率で計算するか、あるいは分離課税で Assurance Vie の税率（※）を適用するかは選択可。（PARIS FP）

（※）Assurance Vie の税率（例）

- 4 年以上 8 年未満保有の場合、本来の分離課税率 30%ではなく、15%
- 8 年以上保有の場合、7.5%

- 開設してから 8 年以上経過して引き出す場合、課税対象額から毎年、独身は 4,600 ユーロ（59 万円）、夫婦又は民事連帯契約におけるパートナーシップは 9,200 ユーロ（119 万円）の特別控

除がある。(PARIS FP)

- 終身年金として受け取る場合は、年金受取人の年齢に応じて一定の金額について所得税が課せられる。ただし一般社会税については終身年金であっても一時金であっても課せられる。(PARIS FP)

### <株式貯蓄計画 (PEA) >

- 他にもフランスの株取引口座として株式貯蓄計画 (PEA : Plan d'épargne en actions) が存在。国有企業の民営化が進められる中、フランス企業への長期的な成長資金の供給 (資金調達手段の多様化) と国民の株式投資促進 (資産運用の多様化と収益性の向上) を目的として 1992 年に創設。(財務管理協会、PARIS FP)
- 年度ごとの投資上限額は設けられていないが、累計の投資総額について限度額が設定されている。投資は現金のみで、限度額以上の投資はできない。運用時は非課税であり、給付時も非課税となっている。(PARIS FP)

### 【その他】

#### <PACTE 法案>

- 今回の PACTE 法の改正では、私的年金の EET 型は維持しつつ、柔軟性をもたせ、一時金として受給できるようにするなど制約を減らし、Assurance Vie と私的年金のどちらが有利か、個人が選べるような改正を行っている。(経済・財務省、財務管理協会、PARIS FP)
- PACTE 法前は、DB 型・DC 型・集団企業貯蓄制度 (PERCO) 等につき、ポータビリティは部分的であったが (集団企業貯蓄制度 (PERCO) は容易に移管できたが、元本保証型のは難しかった)、PACTE 法後については、企業年金・個人年金も全てポータビリティが認められる方向で検討している。また、PACTE 法後は、非課税枠の上限額 (所得税の 10%) が共通枠で計算されることも検討中 (DC 型企业年金 (39 条型) は共通枠には入らない予定)。(経済・財務省、財務管理協会、PARIS FP)

#### <税制以外の支援>

- 私的年金全般について、老後を支える制度という考え方に沿えば、税制優遇することも考えられるが、税制以外での支援 (政府による補助金やマッチング拠出) も一案。OECD では、税制優遇は高所得者に有利となり、低所得者はそもそも課税対象でないといった場合もあるため、税制以外での支援も重要と認識しており、「Financial Incentives and Retirement Savings」(2018) にも提言として記載している。(OECD)

#### <参考：公的年金>

- フランスの年金は3階建て。1階が基礎年金、2階が補足年金（強制適用）、3階が私的年金であり、3階部分に企業年金や個人年金が入る。（経済・財務省）
- フランスでは、一般社会税がある公的年金の占める役割が大きい。公的年金は、フランス国内の民間企業に勤めている全ての従業員と自営業者を対象としており、強制加入となっている。フランスでは従来から個別企業で公的年金を補完する上乘せ年金制度（私的年金制度）が存在した。（連帯・保険省）
- 公的年金の拠出額総額は2,832億ユーロ（37兆円）、私的年金は139億ユーロ（2兆円）。給付額は公的年金が総額3,122億ユーロ（40兆円）、私的年金は総額66億ユーロ（8,514億円）。公的年金の加入者数は2,800万人に対して、私的年金は610万人、公的年金の給付者数は1,620万人、私的年金は220万人となっている（いずれも2017年時点）。（連帯・保険省）



## (2) 資産課税について

### 【相続贈与税の概要】

- 相続税と贈与税で税率、控除額、課税ベースは同じである。(デロイト)
- 1942年、相続税と贈与額を一体的に累進課税することになった。その後1992年、2006年、2011年、2012年に、加算期間がそれぞれ、生涯から10年、10年から6年、6年から10年、10年から15年に変更されている。(デロイト)
- 相続税と贈与税には同じ税率表が適用される。いずれも、15年以内で加算し、控除額も同じ扱い。(経済・財務省、デロイト)
- フランス人の平均資産は12万ユーロ(1,548万円)程であり、直系の相続は10万ユーロ(1,290万円)の控除があり、相続贈与税が課税される人は多くない。(デロイト)

### 【加算期間について】

- 贈与税については、加算期間ごとに一定の控除額が設けられており、加算期間を長くした方が控除を使える回数が減るので、相対的に富裕層に多くの負担をお願いすることになる。1992年、2006年、2011年、2012年に、加算期間がそれぞれ、生涯から10年、10年から6年、6年から10年、10年から15年に変更されている。近年加算期間が長期化されてきている背景には、加算期間が短いと富裕層に有利との声があったこと等がある。(経済・財務省、デロイト)
- 2011年に、保守派だったサルコジ大統領は、中道からの支援を集めるため、加算期間を6年から10年に長期化した。また、控除額を15万1,000ユーロ(1,948万円)(15万1,000ユーロ(1,948万円)は当時の平均資産総額であり、それ以上資産を持っている人は富裕層との認識があった)から10万ユーロ(1,290万円)に減額した。(デロイト)

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=129円(裁定外国為替相場：平成31年(2019年)1月中適用)。

## 聴取内容（ドイツ）

以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容を出張者の責任において取りまとめたものである。

### （１）私的年金税制等について

#### 【私的年金制度等の概観について】

- ドイツではマイスター制度（職業能力認定制度）があるため転職等が以前は一般的ではなく、私的年金についても職域ごとに存在している状況であった。しかし、働き方が多様化する中で、私的年金のあり方についても議論がなされてきている状況。（連邦財務省）
- 以前、企業年金は長く勤務した労働の対価として、あるいは企業による被用者の人事管理上のツールとして位置付けられてきた。しかし、現在はそれに加え、労使ともに、能動的に老後の資産形成をしていこうという流れが出てきている。（連邦労働社会省）
- ドイツの企業年金は以下の５種類に分類される。①直接約定方式（引当金）（Direktzusage）、②共済金庫方式（Unterstützungskasse）、③直接保険方式（Direktversicherung）、④年金金庫方式（Pensionsfonds）、⑤年金基金方式（Pensionskasse）。これらは企業がどのようなリスクを抱えるかという観点から内部積立型（①及び②）と外部積立型（③～⑤）に分類できる。（連邦財務省）
- 内部積立型は必ず確定給付（DB）型となるが、外部積立型は、DB型、確定拠出（DC）型のミックスが可能である。現在企業年金の主流は外部積立型のうちDC型となっている。（連邦社会省、連邦財務省）
- 個人年金は被用者が対象のリースター年金と、自営業者等が対象のリュールリップ年金の２種類が存在する。前者は、公的年金の強制加入対象者である被用者に向けて導入されたものであり、後者は、公的年金の強制加入対象でない自営業者等に向けて導入された（ただし、いずれも任意加入）。（連邦財務省）

#### 【拠出の枠組み】

- 各年金はそれぞれ拠出時に非課税の限度額がある。（連邦財務省）
- 内部積立型企业年金（①及び②）については、事業主が原則拠出し、損金算入することが可能であり、拠出上限がない。内部積立型については、事業主が被用者に対して、ある年齢になった時や病気になった時などに一定額の支払いを約束するものである。内部積立型は企業内部にリスクを抱えるため、多大なコストとなり、手厚い拠出を行うことは想定されていない。（連邦財務省）
- 外部積立型企业年金（③～⑤）については、事業主及び被用者から拠出が可能である。拠出時

において、拠出対象上限額の8%を上限として（2019年は6,432ユーロ（83万円）が上限）所得控除が可能である。（連邦財務省）

- 未使用額の繰越しは、歳入の予測が立たなくなるため原則認められない。ただし、被用者が一時的に海外に移住し、当期間払っていない分をドイツ帰国後に支払うなどといった例外は認められる。外部積立型の拠出対象上限額は約6,000ユーロ（77万円）であり、これ以上拠出をすることは通常想定し難い。そのため、上限額を引き上げるべきといった議論はない。（連邦財務省）
- 自営業者対象のリュールリップ年金と公的年金については、拠出額の88%が非課税。毎年非課税枠を2%ずつ引き上げており、2025年に100%非課税対象となる。リュールリップ年金は、公的年金と同様の非課税拠出限度額となっている。これは、ドイツでは公的年金の強制加入対象者に自営業者等までは含めないため、自営業者等にも等しい税制上の恩恵がいくよう、リュールリップ年金を導入し、公的年金と同じ拠出の規定を採用することにしたことによる。（連邦財務省）
- リースター年金は所得控除（上限2,100ユーロ（27万円））もしくは補助金（175ユーロ（2万円））+子一人当たり300ユーロ（4万円）の有利な方のいずれかが適用される。公的年金の強制加入対象者でない人もリースター年金に加入することはできるが、補助金及び所得控除の対象にはならない。（連邦財務省）

### 【給付時の考え方】

- 企業年金とリースター年金は原則課税となる。公的年金及びリュールリップ年金については、給付の一部が課税され（給付額の78%）、2040年までに全額課税となる。給付が全額課税となる経緯は、2005年の連邦憲法裁判所の違憲判決に依る。当時公務員について課税ベースは給付額の100%であったが、それ以外の者については100%ではなかったため、公平性の観点から統一されることとなった。（連邦財務省）
- 公的年金含め全ての私的年金を合算した後、102ユーロ（1万円）の控除が適用される。（連邦財務省）
- 企業年金については、一時金及び年金として支払われることが可能。リースター年金については、給付額の30%までが一時金として支払いが可能。ただし、あくまで自宅を買う、建てる、修繕するなどといった用途に限られる。リュールリップ年金は公的年金と同じ扱いとしているため一時金払いができない。（連邦財務省）
- 企業年金及び個人年金について中途引出しはできない。そのため、ペナルティタックスも存在しない。（連邦財務省）
- なお、年金とは別に解雇金を受け取った場合、低中所得者を念頭に課税の累進性を緩める特別措置がある。ドイツでは所得税は14%から45%までの累進課税であるが（多段階型の累進課税ではなく数式に基づく曲線型の累進課税）、解雇金により一時的に所得が増加した場合には、

この曲線のカーブが緩やかになるように課税される。早期退職者等にも適用されるため、老後を支える手段の助成や長期労働の対価という趣旨はない。(連邦財務省)

### 【非課税貯蓄・投資等】

- ドイツにはイギリスの ISA 等に該当するような TEE 型の非課税貯蓄制度は存在しない。日本と同様の金融商品などがあるに過ぎず、その課税方法について特に日本と異なる点はない。(連邦財務省)

### 【その他】

#### <参考：公的年金>

- ドイツの年金は公的年金、企業年金、個人年金の3つの柱からなっている。(連邦労働社会省)
- ドイツにおいては、従来労働コストが高いとされていた。したがって、国際競争力を維持する観点から 2001 年のリースター改革において、公的年金の拠出率を上げることはしなかった。今、一人ひとりがもらえる年金が十分となっているかという点が議論されているが、これ以上保険料を上げることは困難だと認識している。(連邦労働社会省)
- 近年の年金改革により、2025 年までは、①給付率を 48%以下には下げない、②拠出を 20%以上に引き上げないことが決められた。これを受けて私的年金の充実のために政府は様々な努力をしているが、私的年金はあくまでも国民の自由意思による任意参加の制度であるため、最低限必要となる高齢期の老後の資産への保障という約束はできない。(連邦労働社会省)

(備考) 邦貨換算レートは、1 ユーロ=129 円 (裁定外国為替相場：平成 31 年 (2019 年) 1 月中適用)。

## (2) 資産課税について

### 【相続贈与税の概要】

- 相続税は、相続発生時に取得した資産に係る税である。相続により、相続人の経済的な能力が上昇したことに対して課税され、富の再分配機能がある。(連邦財務省)
- 一方、贈与税の制度趣旨は、相続税の補完である。つまり死亡前に全財産を生前贈与することにより、相続税を回避されることを未然に防止するためのものである。(連邦財務省)
- 相続・贈与時点での評価額に基づいて合計課税価格が決められる。相続人に対する課税額は、当該相続人の取得財産の価格により決定され、相続人の人数や相続財産の総額には依存しない。なお、近親者であればあるほど控除額が大きい。贈与も同様である。(連邦財務省)
- 相続においても贈与においても、税率や控除額等の税制上の取扱いは原則として同じである。例外は、以下の二つである。(連邦財務省)
  - ① 祖父母が孫に「贈与」した場合は、両親が存命か否かで控除額が異なる(なお、適用される税率表は相続と贈与で同一であるが、控除額の違いにより税率ブラケットが異なり、結果的に適用税率が異なる可能性はある)。
  - ② 自分が住んでいる住宅について、両親と同居していて、その両親から相続した場合、自宅について相続税は非課税となる。しかし、贈与された場合は仮に同居していても課税される。

### 【加算期間について】

- ドイツにおいては、1906年に加算期間(10年)が導入されたが、当時の導入背景は不明である。また、10年間の加算期間について、制度変更が議論の対象となったことはないと思料している。(連邦財務省)
- 例えば不動産については、登記簿(不動産売買時や相続時は公証人を通じて登記する必要あり。登記がないと所有権が移転しない。)等で10年分捕捉できている。死亡時の死亡登録簿や、相続資産に不動産がある場合は、公証人を通じて税務署は相続があったことを把握できる。(連邦財務省)
- 納税者にとって生前贈与することのメリットは「予測可能性」である。相続においては、いつ被相続人が死亡するかは予測が困難であるが、贈与においては家族に対して10年より長い期間をかけて、計画的に移転できる。(連邦財務省)
- なお、加算対象は、死亡時から遡って10年間、相続人が被相続人から贈与されたもの全てである。仮に10年以内に贈与税の支払いがあれば、その分は清算される。(連邦財務省)

(以上)